

神戸市長 矢田立郎 様

2007（平成19）年3月25日

兵庫県喫煙問題研究会 会長 大島秀夫（兵庫県保健所長会 元会長）

<http://notabako.hp.infoseek.co.jp/>

## 神戸市役所及び神戸市全施設の早期完全禁煙化の要望

日頃は市民のためにご公務に精励いただき、深く感謝しております。

さて、2003年5月に健康増進法が施行され、もうすぐ4年が経過しようとしております。官公庁は率先垂範して、同法25条の受動喫煙の防止義務があります。

2005年2月に国際条約として発効した「世界保健機関（WHO）のたばこ規制枠組み条約（FCTC）」は、日本も批准し、第8条にも受動喫煙の防止が定められています。[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty159\\_17.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty159_17.html)

2007年のWHO世界禁煙デーの標語も、受動喫煙防止のために「室内の完全禁煙化」を強く勧告しています。<http://www.nosmoke55.jp/wntd2007.html>

WHOや米国公衆衛生監も、受動喫煙に安全なレベルはないと明言しています。

<http://www.nosmoke55.jp/data/0606hhs.html>

兵庫県内の市役所でも完全禁煙化は進み、加西・相生・明石・加古川・芦屋・宝塚・尼崎・川西・三田の各市役所は導入済みで、西宮市役所も本年4月より禁煙化されます。兵庫県庁も本年4月より完全禁煙化との情報です。

以下、市民と職員の健康を守るために、神戸市への要望です。

- ① 早急に目標期日を設け、市役所と全関連施設（公用車や作業車を含む）を、完全禁煙にしてください。
- ② 屋外での市民の受動喫煙の防止にも努めて下さい。例えば区役所に乳幼児健診に行った母子が、受動喫煙の被害を受けないような配慮（施設の出入り口や通り道に灰皿を置かない）を強く求めます。
- ③ 近い将来、職員の勤務時間内禁煙と敷地内完全禁煙をお願いします。職員の喫煙離席は、市民の目からは勤務サボタージュにしか写りません。
- ④ 喫煙者への禁煙サポート体制を充実し、市民や職員の健康を守って下さい。

神戸市は、先端医療都市・健康を楽しむ街づくりを目指し、WHO神戸センターもあります。その看板に相応しい国際都市であるためにも、神戸市には、グローバル・スタンダードの喫煙対策を実行し、国内外の諸都市の見本となる使命があります。県内他市にすら大きく遅れをとっている現状は、看過できません。ご多用中恐縮ですが、本年4月30日までに、書面でお返事をいただきますよう、お願い申し上げます。